

## 平成20年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成20年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、つぎのとおり概要を公表する。

### 1 指摘事項

#### (1) 補助金交付要綱の遵守について

認証保育所Aにおいて、平成19年度分の職員の出退勤に関する資料を既に廃棄していた。このことは、「事業者は、前項に規定する帳簿その他証拠書類を会計年度終了後5年間保存しなければならない。」とする要綱の規定に反する行為である。

書類の適切な管理を行うよう当該団体への指導を徹底し改善を図られたい。  
(児童青少年部)

#### 【講じた措置】

公的補助に基づく認証保育所としての運営管理に関する責務を説き、書類管理をはじめ、補助要綱等を遵守し、今後二度とこのようなことが起こらないよう設置者に強く指導しました。

#### (2) 補助金交付要綱の見直しおよび所管課における支出内容の確認について

ア 財政援助団体等(以下「団体」という。)が支出した経費の一部について、原資が税金である補助金の支出目的に照らし、妥当性に疑念を生じる事例が見られた。

- ① 認証保育所への補助金について、中元・歳暮や土産代に充当した団体があった。
- ② 心身障害児(者)通所訓練施設および障害者自立支援法新体系事業移行施設への補助金について、所有自動車の自損事故の修理代金や駐車違反の反則金を含んでいた団体があった。
- ③ 練馬区非営利地域福祉活動補助金(移送)の交付団体において、燃料費、交際費、福利厚生費などのうち、対象経費に該当するかどうか疑念の生じる支出があった。
- ④ 練馬区社会福祉協議会補助金、練馬区就労促進協会補助金、練馬区自治活動推進協力費に係る補助金の精算および返還について、要綱に規定することが必要であると思われるが、個別の交付決定通知により行っていた。

上記の事例については、それぞれの補助要綱において、事業に係る経費のうち対象とする範囲を適切に明示する、あるいは対象外の経費を明示するなど見直しを図られたい。あわせて、各団体からの会計報告について、適時適正に内容の確認を行うよう取り組まれたい。(児童青少年部、福祉部、産業地域振興部)

イ 今回、監査対象とならなかった補助団体等に係る補助金要綱を所管する部課についても、同様の事例があった場合は改善するよう指導されたい。(企画部)

## 【講じた措置】

ア 指摘された経費の支出については、つぎのとおり措置を講じた。

① 補助金の適正執行について改めて説明し、執行にあたり不明な点については必ず相談するよう指導した。今後、事務説明会等でも指導し、補助要綱の見直しも検討する。また、決算報告時には確認することとする。(児童青少年部)

② 補助金の趣旨に照らし当該支出が不相当である旨を指導し、補助金対象外経費からの支出に修正を行った。

今後は補助対象および対象外となる経費が、より明確となるよう補助要綱を改正するとともに、主な支出内容を具体的に記入するなど支出内容の確認に努める。(福祉部)

③ 区が実施する非営利地域福祉活動への支援といった趣旨に照らし、現在、「練馬区非営利地域福祉活動支援要綱」の改正を手続き中である。

改正後の要綱では、福祉サービスに直接関係する経費を補助対象経費とし、補助対象外経費を明確にする。

また、補助金の精算においては、補助対象経費と補助対象外経費を分離して積算した計算書の提出を求めるなど、より透明性を確保できるよう団体を指導していく。(福祉部)

④ 練馬区社会福祉協議会補助金、練馬区就労促進協会補助金、練馬区自治活動推進協力費について、補助金の交付要綱を改正し、補助金の精算および返還について規定した。(福祉部、産業地域振興部)

イ 監査対象とならなかった補助団体等

平成21年2月5日付け20練企企第652号「財政援助団体等に対する補助金交付要綱の見直しおよび支出内容の確認について(依頼)」により、各事業本部長および各部長へ財政援助団体等を所管する全ての課に対して、補助金交付要綱の見直しおよび財政援助団体等の支出内容の確認について指導するよう依頼した。(企画部)

## (3) 補助金交付団体の運営について

精神障害者共同作業所Bにおいて、常勤の従事者と雇用契約を結んでいない。また、規約上、代表者の役割や責任が明確でないなど運営体制が十分に確立していない点が見受けられた。

当該団体は既に施設を廃止したとの報告があったが、今回、監査対象とならなかった団体も含めて、運営状況を適宜把握して継続的な事業運営がなされるよう適切な指導をされたい。(福祉部)

## 【講じた措置】

補助金を交付している事業所(共同作業所・障害者自立支援法に基づく事業所等)を定期的に訪問し、職員の出勤状況・利用者の通所状況・会計処理・運営体制の確認等について、所管課による監査を行い、継続的な事業運営ができるよう指導していく。